



不動産の問題まるっと解決！

おしえて底地くん

Q.朽廃ってどんな状態をいいますか？

A. 朽廃とは建物が時間の経過によって社会的経済的価値がなくなること指します。人が解体することはもちろん、火災や台風、地震等で倒壊した場合は朽廃にはあたりません。老朽化して人が住めなくなるといえばイメージしやすいかと思います。具体的には手で押して倒れるぐらいが朽廃の目安と言われることもあります。しかしながら朽廃の状態については裁判でも判断が分かれたりと難しいものなので個別具体的に見る必要があります。旧法においては建物が朽廃したときは借地契約が終了します。

お知らせ 令和8年熊本地震 被災された皆さまへお見舞い申し上げます

7月28日、熊本県において震度7の地震が発生しました。

弊社では、被災された方々の救済および被災地の復旧・復興にお役立ていただくため、日本赤十字社等を通じて災害義援金を寄付することといたしました。被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

災害が発生した際には、建物の被害だけでなく、その土地が抱えていた課題が一気に表面化することがあります。底地や築古収益物件では、老朽化や空室、権利関係の複雑化、修繕負担などの問題が重なり、所有者だけでは今後の方向性を決めるに難しいことがあります。

そこに災害リスクが加わると、最悪の場合、土地が活用されないまま時間だけが過ぎてしまいます。

私たちが取り組む土地の再生は、土地が抱える課題を整理し、必要な調整を行い、次の利用者へつなげていくことです。

災害に強い街は、新しい建物を建てるだけでは生まれません。

動かしにくくなった土地を、もう一度動かすこと。

その積み重ねが、地域の未来をつくと私たちは考えています。



底地・築古収益物件・共有持分

情報お寄せください！



株式会社サンセイランディック

〒100-6921

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング21F

TEL: 03-5252-7515 (営) FAX: 03-5252-7516

Email: Info@sansei-l.co.jp

札幌支店

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西2-2-1

NX札幌ビル7F

TEL: 011-261-3960 (代) / FAX: 011-261-3955

仙台支店

〒984-0051

宮城県仙台市若林区新寺一丁目2-26

小田急仙台東口ビル8F

TEL: 022-742-2411 (代) / FAX: 022-742-2412

名古屋支店

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17

KDX桜通ビル10F

TEL: 052-955-6380 (代) / FAX: 052-955-6389

京都支店

〒600-8008

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング6F

TEL: 075-241-0188 (代) / FAX: 075-241-0199

関西支店

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜3-5-29

日本生命淀屋橋ビル12F

TEL: 06-4706-0040 (代) / FAX: 06-4706-0045

九州支店

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神二丁目8番35号

天神住友生命FJビジネスセンター18F

TEL: 092-718-0212 (代) / FAX: 092-718-0213

